

ふぐの処理等に関する 新たな制度について



宮城県環境生活部
食と暮らしの安全推進課



- 1 改正に至る背景**
- 2 ふぐ処理者の認定基準**
- 3 令和3年度ふぐ処理者試験**
- 4 遵守事項及び罰則**

改正に至る背景①

ふぐ処理をする者を認める際の各自治体毎の要件(平成31年4月時点)

自治体名	宮城県	東京都	大阪府	山口県
処理を認める方法	講習会 (学科+実技)	試験 (学科+実技)	講習会 (学科+実技)	試験 (学科+実技)
受講、受験の要件	実務経験2年以上	実務経験2年以上 かつ調理師免許	なし	実務経験3年以上

自治体間で受講や受験要件、必要な知識・技術が異なっている



改正に至る背景②

自治体間のふぐを処理する者の資格の受入(平成31年4月調べ)

主 \ 対	宮城県	山形県	東京都	神奈川県
宮城県		○	○	○
山形県	—		◎	◎
東京都	—	—		△
神奈川県	—	—	○	

- ◎: 他自治体の資格を有していれば可(受入側自治体において、新たな資格を与えない)
- : 新たに講習会の受講、試験の受験等は不要であるが、要受入自治体の資格の発行
- △: 新規での試験等の受験は不要であるが、受入講習会の受講が必要
- : 受入自治体の試験等の受験が必要

自治体間のふぐを処理する者の資格受入が異なる

改正に至る背景③

ふぐの輸出



ふぐ処理者や施設の認定に国の関与がない



輸出先国の理解が得られない場合がある



制度的に国の関与を明確にし、ふぐ処理者の技術水準の全国的な平準化が必要

食品衛生法等の改正

「食品衛生法施行規則別表第17第1号へ」にふぐに関する規定が新たに追加された。

ふぐを処理する営業者にあつては、ふぐの種類¹の鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると都道府県知事等が認める者にふぐを処理させ、又はその者の立ち会いの下に他の者にふぐを処理させなければならない。



これを受け、宮城県では「ふぐの処理等の規制に関する条例」を制定(令和3年6月1日施行)

処理とは？

処理とはふぐを食用に供する目的で、その有毒部位を除去することをいう。



ふぐ処理者の認定基準①

ふぐ処理者とは？

食品衛生法施行規則別表第17第1号へに規定するふぐの種類の鑑別に関する知識及び有毒部位を除去する技術等を有すると都道府県知事等が認める者をいう。

ふぐを処理できる者(宮城県内)

ふぐ取扱者名簿に
登録された者

【ふぐ取扱者】
(調理・加工・販売区分)

令和3年5月31日まで

【ふぐ処理者】

- ・知事が行うふぐ処理者試験に合格した者
- ・他都道府県等で免許又は認定を受けているもので、認定基準を満たしている場合

【みなしふぐ処理者】

令和3年6月1日から



ふぐ処理者の認定基準②

認定基準について

趣旨

ふぐ処理者の認定に係る制度への国の関与を明確化



ふぐ処理者の知識及び技術の水準の全国的な平準化

・知識及び技術の確認方法

試験により確認する

・都道府県等間のふぐ処理者の資格の受入れ

認定基準を満たした他の都道府県等の資格等は原則受け入れる

(地域の実情にあわせて、要件を追加することも可能)



ふぐ処理者の認定基準③

ふぐ処理者の認定基準の具体

2 ふぐの種類と鑑別

項目	到達目標	内容等
処理等により人の健康を損なうおそれがないと認められるふぐの種類及び部位（海域を含む）	食用にできるふぐの種類、部位及び海域を理解している。	食用可能な部位はふぐの種類や漁獲海域によって異なること。 食用にできるふぐの漁獲海域、漁獲海域が限定されているふぐの種類、除外されている漁獲海域があるふぐの種類があること。
ふぐの種類を鑑別	ふぐの種類ごとの特徴を理解し、種類を鑑別することができる。	食用可能な 22 種類のふぐを鑑別し、その他の種類を排除すること。 原料ふぐの選別を厳重に行い、特に、ドクサバフグ等魚体すべてが有毒なふぐ及び種類不明ふぐを確実に排除すること。

Ⅲ ふぐの処理（実技）

1 ふぐの種類を鑑別

項目	到達目標	内容等
ふぐの種類を鑑別	ふぐの種類ごとの特徴を理解し、食用可能な 22 種類を鑑別することができ、その他の種類を排除することができる。	実物 5 種類以上のふぐを鑑別すること。
ふぐの名称（標準和名）	ふぐの種類ごとの標準和名を理解している。	ふぐの種類を標準和名で答えること。

水産食品の衛生に関する知識(学科): 2項目

ふぐに関する一般知識(学科): 22項目

ふぐの処理(実技): 5項目

全29項目



ふぐ処理者試験①

宮城県内におけるふぐに係る登録・免許等
(資格要件及び認定方法)

【ふぐ取扱者】

(調理・加工・販売区分)

受講資格：2年以上の実務経験

認定方法：講習会の受講

証明書等：登録済票

【ふぐ取扱者】

(販売区分)

受講資格：2年以上の実務経験

認定方法：講習会の受講

証明書等：登録済票

令和3年5月31日まで

【ふぐ処理者】

受験資格：義務教育修了者

認定要件：試験(学科及び実技)

証明書等：免許証

【みなしふぐ処理者】

令和3年5月31日時点で

「ふぐ取扱者名簿」に登録

され登録済票を交付され

た者のうち「調理・加工・販

売区分」の者

令和3年6月1日から



ふぐ処理者試験②

実務経験の客観的な評価は困難

認定の際に必要な知識及び技術
は試験により確認



ふぐ処理者試験の概要(宮城県)

項目	内容
実施者	宮城県知事
頻度	2年に1回以上(条例第17条第2項ただし書きの場合を除く)
構成	<u>学科試験及び実技試験</u>
受験資格	<u>義務教育修了者</u>
手数料	3万3千円
申込方法	郵送又は窓口への直接持参による願書の提出(※)

※ 令和3年度は定員制のため、受験願書の提出の前に仮申込を行っていただく必要があります。



ふぐ処理者試験③

令和3年度ふぐ処理者試験の日程等

【日時】

学科試験 : 令和3年9月17日(金)

実技試験 : 令和3年12月11日(土)

【場所】

学科試験 : 東京エレクトロンホール宮城(宮城県民会館) 会議室

実技試験 : 宮城調理製菓専門学校

【合格発表】

令和4年1月31日(月)

学科試験合格者のみが実技試験を受験する。

(学科試験の合格発表: 令和3年11月15日)

詳細については近日中に宮城県ホームページに掲載予定



遵守事項及び罰則①

遵守事項

- 1.ふぐ処理者はふぐ処理施設以外の場所でふぐの処理に従事しないこと
(ふぐは調理所以外で調理又は加工を行ってはならない。)

【調理所】

ふぐの取扱に関する指導要綱の規定によるふぐの販売等の営業の届出をした施設
手数料:なし

令和3年5月31日まで



【ふぐ処理施設】

食品衛生法施行規則の規定により、食品営業許可の施設の基準に、ふぐを処理する施設の基準が盛り込まれた

【調理所】(営業許可期間満了まで)
ふぐの取扱に関する指導要綱の規定による届出

令和3年6月1日から



県条例の施設基準

県条例の施設基準に以下の規定が追加された

令第35条第1号に規定する飲食店営業、同条第4号に規定する魚介類販売業、同条第16号に規定する水産製品製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業及び同条28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち、ふぐを処理する施設にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

- ・除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、施錠できる容器等を備えること。
- ・ふぐの処理をするための専用の器具を備えること。
- ・ふぐを凍結する場合にあっては、ふぐを摂氏マイナス18度以下で急速に凍結できる機能を備える冷凍設備を有すること。



遵守事項及び罰則②

遵守事項

2. 凍結したふぐを使用する場合は、摂氏マイナス18度以下で急速に凍結したものを扱い、解凍は、有毒部位の毒が筋肉部に移行することがないように流水等を用いて迅速に行い、解凍後は直ちに処理に供し、再凍結は行わないこと。

施設要件(ふぐ取扱)

特になし(※)



・ふぐを凍結する場合にあっては、ふぐを摂氏マイナス18度以下で急速に凍結できる機能を備える冷凍設備を有すること。

令和3年5月31日まで

令和3年6月1日から

※厚生労働省通知「ふぐの衛生確保について」等により、凍結、解凍方法について規定されていた



遵守事項及び罰則③

遵守事項

3.有毒部位の除去は、的確に行うこと。

有毒部位とは？ ➡ 可食部位以外の部位

「ふぐの衛生確保について」(昭和58年12月2日付け環境乳第59号)において、以下の別表1及び別表1の2並びに別表2に可食部位が定められている。

別表1(一部抜粋)

科名	種類(種名)	部位		
		筋肉	皮	精巢
フグ科	クサフグ	○	—	—
	コモンフグ	○	—	—
	ヒガンフグ	○	—	—
	ショウサイフグ	○	—	○
	マフグ	○	—	○
	メフグ	○	—	○
	アカメフグ	○	—	○
	トラフグ	○	○	○

別表1の2

科名	種類(種名)	可食部位
フグ科	ナシフグ (有明海、橘湾、香川県及び岡山県の瀬戸内海域で漁獲されたものに限る。)	筋肉
	ナシフグ (有明海及び橘湾で漁獲され、長崎県が定める要領に基づき処理されたものに限る。)	精巢



遵守事項及び罰則④

遵守事項

4.除去した有毒部位を保管する場合は、施行条例別表第4第2号イに規定する容器に保管すること。

施行条例別表第4第2号イに規定する容器とは？

除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、**施錠できる容器**等を備えること。

施設要件(ふぐ取扱に関する追加)

特になし(※)



・除去した卵巣、肝臓等の有毒な部位の保管をするため、**施錠できる容器**等を備えること

令和3年5月31日まで

令和3年6月1日から

※厚生労働省通知「ふぐの衛生確保について」等により、施錠できる容器等を備えることが規定されていた



遵守事項及び罰則⑤

遵守事項

5.前項の規定により保管した有毒部位は、焼却等衛生上の危害を生じない方法で確実に処分すること。

6.ふぐ処理者は、免許証を、他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

証明書等

【登録済票】
(調理・加工・販売区分)
・ふぐの処理ができる

令和3年5月31日まで



【ふぐ処理者免許証】
・ふぐの処理ができる

【登録済票】
(調理・加工・販売区分)
・ふぐの処理ができる

令和3年6月1日から



遵守事項及び罰則⑥

罰則

- ・前スライドまでの遵守事項1～6に違反した者
- ・ふぐ処理者でない者が、業としてふぐの処理に従事した場合

罰則なし



2年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

- ・偽りその他不正の手段により免許を受けた者

規定無し



2年以下の懲役又は
50万円以下の罰金

令和3年5月31日まで

令和3年6月1日から



ふぐ取扱者（販売区分）

【ふぐ取扱者】 （販売区分）



【未処理ふぐ卸売販売者】

受講資格：2年以上の実務経験

認定方法：講習会の受講

証明書等：登録済票

・ふぐの販売等を行うときは、必ず登録済票を携帯しなければならない。

・「ふぐの衛生確保について」に規定されている遵守事項等

・講習会を受講するよう努める
→講習した者に受講済票を配布

・未処理ふぐは以下の者以外に食用として販売してはならない

- (1)ふぐ処理者
- (2)みなしふぐ処理者
- (3)条例第2条第4号で規定する営業者又は規則第2条で規定するふぐの卸売業者以外の者

変更等届出

ふぐ処理者が行う必要がある事務手続き

- ・名簿の訂正申請
- ・登録の消除申請
- ・免許証の書換え交付申請【任意】（手数料：2,800円）
- ・免許証の再交付申請【任意】（手数料：3,500円）
- ・免許証の返納

みなしふぐ処理者が行う必要がある事務手続き

- ・ふぐ取扱者登録済票の書き換え交付申請
- ・登録済票の再交付申請
- ・登録の消除申請



ふぐ処理に係る法令等①

国

- ・食品衛生法
(昭和22年12月24日法律第233号)
- ・食品衛生法施行令
(昭和28年8月31日制令第229号)
- ・食品衛生法施行規則
(昭和23年7月13日厚生省令第23号)
- ・ふぐの衛生確保について【局長通知】
(昭和58年12月2日環境乳第59号)
- ・ふぐの衛生確保について【課長通知】
(昭和58年12月2日環境乳第59号)
- ・ふぐ処理者の認定基準
(令和元年10月31日生食発1031第6号)
- ・ふぐの取扱及びふぐ処理者の認定に関する指針(ガイドライン)について
(令和2年5月1日生食発0501第10号)



ふぐ処理に係る法令等②

県

- ・食品衛生法施行条例
(平成12年3月28日宮城県条例第33号)
- ・食品衛生法施行細則
(昭和27年8月20日宮城県規則第57号)
- ・ふぐの処理等の規制に関する条例
(令和3年3月26日宮城県条例第18号)
- ・ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則
(令和3年3月26日宮城県規則第25号)
- ・ふぐの取扱に関する指導要綱
(昭和59年8月20日施行)



県内保健所の一覧

保健所	住所／電話番号	管轄市町村
仙南保健所	柴田郡大河原町字南129-1 0224-53-3117	白石市, 角田市, 蔵王町, 七ヶ宿町, 大河原町, 村田町, 柴田町, 川崎町, 丸森 町
塩釜保健所	塩竈市北浜4-8-15 022-363-5505	塩竈市, 多賀城市, 松島町, 七ヶ浜町, 利府町
塩釜保健所 岩沼支所	岩沼市中央3-1-18 0223-22-6294	名取市, 岩沼市, 亘理町, 山元町
塩釜保健所 黒川支所	富谷市ひより台2-42-2 022-358-1111	富谷市, 大和町, 大郷町, 大衡村
大崎保健所	大崎市古川旭4-1-1 0229-91-0710	大崎市, 色麻町, 加美町, 涌谷町, 美里町
栗原保健所	栗原市築館藤木5-1 0228-22-2115	栗原市
登米保健所	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 0220-22-6120	登米市
石巻保健所	石巻市あゆみ野5-7 0225-95-1417	石巻市, 東松島市, 女川町
気仙沼保健所	気仙沼市東新城3-3-3 0226-22-6615	気仙沼市, 南三陸町

